

1. 応募必要書類について

No.	質問内容	回答
1	各種申請書には「印」がないが、法人印は不要か。	申請書には押印は必要ない。
2	商品開発時の光熱費については、証明のために比較は必要か。（例えば、月の使用量と商品開発時の使用量を比較するための明細等）	対象があることで、精査する際に参考になるが、実際に商品開発で使用したかどうかの証明にはならない。スケジュール表や作業日誌等、その日に補助対象商品のために何を実施し、どの程度使用したかなどを示す必要がある。
3	申請は1社で1件か。複数の開発を予定している。	複数の商品開発でも1社1件（最大200万円）の申請。
4	直近3年の決算報告書が無い可能性があるが、その場合はどうしたらよいか。	出せる最大の年数分の決算報告書を提出してもらいたい。
5	直近3年以内の場合、法人格になる前も含まれるが、その場合はどうしたらよいか。	確定申告書を年数分提出してもらいたい。提出の際、損益計算書等が作成されているのであれば、併せて提出してもらいたい。
6	定款がないが申し込めるか。	定款がないのは組織ではないので申請不可。
7	登記事項証明書は古いものでもいいのか。	有効期限は設けていないが、三か月以内程度に発行されたものを提出してもらいたい。
8	何を提出すればよいか。	ウェブサイトを確認してほしい。
9	別記様式1号の右側にある番号は何か。	文書番号になるが、番号管理をしていない場合は不要。
10	沖縄県外にある企業も、対象事業者②「販路を持った企業で、なおかつ、黒糖を使用した商品開発を行企業」に該当するという認識でよいか。	該当するという認識で問題ない。
11	個人事業主は応募可能か。	対象となる事業者は、法務局で商業登記されている必要があるため、登録があれば応募可能。登録がなければ応募できない。
12	対象事業者について、①黒糖を取り扱ったことがない企業②販路を持った企業で、なおかつ黒糖を使用した商品開発を行う企業と記載があったが、①か②のどちらかを満たすことが対象か。もしくは①と②両方を満たす必要があるか。	①か②のいずれかを満たすことが条件。

13	対象事業者は、これまでに黒糖を扱ったことがない事業者のみか。	沖縄黒糖を取り扱ったことがない事業者のみならず、沖縄黒糖を過去に使ったことがある事業者でも、今回新商品を開発するのであれば対象となる。 加工黒糖メーカー様も対象になるが、使用いただく黒糖は沖縄黒糖100%で、新たな商品を開発していただく必要がある。
14	コンソーシアム（共同企業体）での応募は可能か。	通常は一つの人格に対して補助するものである。複数社が一つの補助事業に関係する場合は、 ・共同企業体等、契約や協定書等により任意組織化する。 ・主従の関係を整理し、補助事業者からの委託業務として整理する。 等の方法が考えられる。
15	組織の代表者、規約等のわかる資料が必要とあるが、定款・登記簿謄本以外に何が必要か。	会社概要や会社案内等のパンフレット等があれば併せて提出してもらいたい。

## 2. 補助対象について

No.	質問内容	回答
1	商品リニューアルを考えており、使用する黒糖を4島から5島に変更する。リニューアルも対象になるか。	これまで沖縄黒糖を使ったことがなく、輸入黒糖から沖縄黒糖に切り替える場合は、補助対象になるが、沖縄黒糖を使っており、島が増えるだけの場合には、対象にならない。沖縄黒糖を使用したことがあっても、新商品であれば、補助対象になる。
2	原料で使用している黒糖を輸入黒糖から沖縄黒糖に切り替えるものは新商品開発の対象となるか。	パッケージに沖縄黒糖使用などと謳うこと、補助金が終わったら輸入黒糖に戻らないような取組とすることが必要。
3	加工黒糖は対象となるか。	原則対象としない。
4	5年ほど前に発売していたレシピを再度販売する際の再開発費用について、支援の対象になるか。	該当の商品について、沖縄黒糖の含有率を上げる等の改良を実施したうえで、継続的に定番商品として販売する場合は対象になる。 商品開発の際の人件費や光熱費は、通常の生産と商品開発での使用分を明確に分けることができる場合は、支援の対象とすることができる。
5	工場のラインを動かす人件費や光熱費は開発支援の対象になるか。	補助対象商品の開発に要した費用を、明確に他と区分できれば対象となるが、その場合は精査が必要。

6	設備費は対象になるか。（新商品を開発・販売するための製造所や売場の増設、機械など）	機器及び施設等の耐久財を整備するための経費は補助対象とならない。
7	<p>2 テスト販売・販売促進支援</p> <p>3 見本市・展示商談会等出展支援</p> <p>これからのイベント販売に参加するものに対してか。</p> <p>既に参加したもの、参加予定のものに対しても対象になるか。</p>	審査を経て、事業の採択後（基本的には交付決定後）の取り組みが対象になる。事業実施期間外に参加したものは対象外である。
8	県内のきび糖は対象になるか。	<p>対象にならない。</p> <p>本事業でご使用する沖縄黒糖は、包装などの商品情報が確認できるところで明らかに「沖縄黒糖」だと判断できる黒糖のみが補助対象になる。</p> <p>一方、以下のような記載で「沖縄黒糖」であることが確かに確認できない黒糖商品は対象外となる。</p> <p>例：「さとうきび（国内産）」</p> <p>表示などから客観的に沖縄黒糖100%が判断ができる必要がある。</p>
9	<p>製糖工場やさとうきび圃場に行く旅費は商品開発支援の対象となるか。</p> <p>既存の沖縄黒糖関連商品でどのようなものが沖縄で売られているかを視察するための旅費は補助対象になるか。</p>	商品開発支援の「知事が必要と認める経費」として対象になり得る。ただし、商品開発に視察が活かされていることを示す必要がある（視察の様子と、視察したどのような内容を、をどのように商品にいかしたのか報告する。）。これらを確認の上で、客観的に必要性が認められた場合に対象経費として認められる。
10	沖縄黒糖と沖縄県産食材を使って新商品を開発したいと考えているが、沖縄黒糖以外のもずくやパインなどの視察にいくための旅費は補助対象になるか。	本事業は、「沖縄黒糖」に特化した事業であるため、他の品目の視察は対象外となる。
11	自社のホテルで催事をする場合、場所代を請求できるか。	糖業農産課までお問合せ願いたい。
12	現時点で販売している商品をリニューアル販売すると対象になるか。	パッケージを変更するのみ等、県産黒糖の使用量に変更が無いのであれば対象にならない。輸入黒糖を沖縄黒糖に変更する等、沖縄黒糖の需要拡大に貢献する開発であれば対象となり得る。

13	本事業を活用して、既存商品のフレーバー違いを開発する場合は、対象になり得るか。	既存商品ではあっても、新たなフレーバーを開発するのであれば当然に試作が行われると考えられ、ラインアップの増により沖縄黒糖の需要拡大に貢献するものと考えられるため対象となり得る。
----	---	--

## 2. 補助対象について

No.	質問内容	回答
14	黒糖以外の原材料費は対象か。	「商品開発支援に要する経費」として対象となる。ただし、試作品の製造量等に対して相当に過剰であるなど、あまりにバランスが良くない場合は対象外となり得る。
15	展示会に、自社の他の商品を持っていった場合も、補助対象か。	開発商品と、自社の他の商品の展示に要した経費を明確に分けることが可能な場合、開発商品にかかる部分を補助対象とすることは可能。
16	商品開発支援の費用に自社の人件費は入るか。	本事業は、沖縄黒糖を使用した新商品を開発し、販売につなげることを志向する事業者に対して、開発やテスト販売等に係る経費を支援することを目的としており、既に雇用している者の人件費支援を想定しているものではない。対象業務に専任している者であれば検討対象とはなり得るが、雇用条件通知書や報酬単価の設定根拠、業務スケジュールや作業日誌など、対象業務へ実際に従事したことを客観的に証明する必要がある。また、開発に要する経費と比較して高額となることは好ましくない。
17	商品開発のために雇用する人件費は、補助対象か。（新たに雇用する人材は新商品開発と販売を担ってもらう予定）	対象業務に専任している者であれば検討対象となり得るが、実際に雇用された者が、事業実施期間内に対象業務に従事したことを客観的に証明する必要がある。証明する例として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用契約書（雇用条件通知書等含む）</li> <li>・報酬単価の設定根拠</li> <li>・作業日誌</li> <li>・支給額計算書</li> <li>・支払関係資料</li> </ul> 等が考えられる。
18	事業の中で商品開発をし、商標登録までおこなった場合、商標登録にかかった費用は補助の対象となるか。	産業財産権の取得費用は対象外とする。

19	新規開発予定の商品の試作費用や黒糖の費用、パッケージデザイン費用、試しの制作費用、ポップデザイン等は対象になるか。	新規商品であれば、パッケージ費用等も対象となる。既存商品のパッケージ変更は対象とならない。
20	現在レストランで提供している商品を外販できるようにOEM先と商品開発を実施するのは事業対象か。（例：OEMで製造できるよう開発、外販用パッケージ作成、テスト販売の実施、商談会への参加等）	レシピから新しく開発する商品であれば新規需要を生み出すことになるため対象。既存の商品のパッケージ費用やOEM費用は対象にならない。
21	自社のレストランメニューの開発も対象か。	本事業は外食企業が新商品のメニューを開発する場合も対象。ただし、来店者等への「沖縄黒糖」の認知向上として、メニューへの掲載や、ポスター掲示等をお願いしたい。また、一時のみの企画メニューではなく、レギュラーメニュー化を目指す内容であることが望ましい。
22	パッケージ等に使用する素材入手の為の渡航費は事業対象か。 （伊江島黒糖を検討しており、伊江島へシェフを連れて商品のPRポイントとなる伊江島黒糖の魅力について取材や撮影に行きたい。）	対象とはなるが、通常の報告書に加えて、視察報告書等の提出が必要。ただし、商品開発に視察が活かされていることを示す必要がある（視察の様子と、視察したどのような内容を、をどのように商品にいかしたのか詳細に報告する。）。これらを確認の上で、客観的に必要性が認められた場合に対象経費として認められる。
23	案内文書に「今まで一度も黒糖を使ったことがない」とあったが、弊社では既に黒糖を原材料として使用したデザートや、黒糖のお菓子、黒糖そのものの取り扱いもある。 今回は新規商品として黒糖を原材料として使用したオリジナル商品、自家製惣菜が対象となる認識で良いか。	これまで、沖縄黒糖の取扱いがある場合も、新規の商品開発を行う場合には対象となる。例えば、パッケージのみの変更で開発を伴わず、沖縄黒糖使用の新たな需要を生まないものは対象外となる。
24	自社グループ会社では、生クリームグラニュー糖や上白糖を沖縄黒糖の微粉に置き換えられないかを検討している。加工された黒糖（微粉）を使用する場合でも支援の対象となるのか。	微粉などに加工されていても、包材や請求書等により100%沖縄黒糖であることが確認できれば対象となる。
25	沖縄黒糖の機能性の研究成果を活用した商品作りに現在取り組んでいるが、現在取り組んでいる商品開発案件でも、この補助金の公募に該当するか。	既に着手している場合でも新商品の開発であり、事業実施期間内の取組のみ対象となり得る。本支援の事業実施期間は、9月～2月を予定している。申請書には事業実施期間に行う前後を含めて記述するとともに、事業実施期間の取組内容が明瞭に区分されるよう記載する必要がある。
26	黒糖をどの程度使用すれば補助金の対象となるか。	量の指定はないため少量でも可であるが、沖縄黒糖を使用した新商品であり、消費者がそれを認知することが可能であること等、沖縄黒糖の需要拡大やブランド力向上に資することが必要。

27	テスト販売とは、どこまでを指すか。	本販売ではなく、売上状況を把握し、再度商品のブラッシュアップをする可能性がある状態を指す。もしテスト販売の状況がよく、境なく本販売へ移行したとみなされる場合等は補助対象としない場合もあり得る。
28	販路促進支援については、ECサイトの構築も対象となるのか。	事業期間終了後に本事業と関係のない商品も販売されることが想定されるため、原則として対象外とする。
29	ECを活用したテスト販売も対象になるのか。	ECサイトを活用したテスト販売も対象。自社サイトや子会社のサイトを利用の場合で、サイト利用料（掲載料）などを経費計上する場合には、利益排除（利益を除いた諸経費だけ）額のみを計上可能とする。
30	テスト販売の費用をECカスタマー向けの送料は補助対象となるか。	本事業では販売促進にかかる経費は認めているが、送料についてはECサイトでの販売において必ず付随する費用にあたるため、補助対象外とする。
31	例えば和菓子屋で何らかの商品の一部分に黒糖を使用する場合も対象となるのか。（餡に黒蜜を使うなど）	・過去に沖縄黒糖を使用していない商品を、沖縄黒糖使用に切り替える場合は一定の試作を伴う商品化発と考えられるため対象となる。

### 3. その他

No.	質問内容	回答
1	黒糖の形態はブロックでなくてもいいのか。	ブロックでなくてもよい。
2	商品開発時の技術指導はどのレベルまで対象か。	指導する分野においての専門家であれば対象となる。ただし、開発費用に比較して著しく高額である場合は必要性の根拠資料の提出を求め、検討する。
3	販路を持っている事業者の意味を教えてください。	商品開発後に当該商品を自社で販売継続することが可能であれば、販路を持っている事業者に該当する。
4	承認後の交付申請はいつ提出が必要となるのか。	おおよその目安としては承認後2週間以内のご提出。ただ、あくまでも目安のため、実際は変更となる可能性もある。
5	補助金はいつ頃振込されるか。	実績報告書が提出されたら、記載内容の確認・訂正を行い、補助金額の確定作業等、数回のやり取りを行った後に支出の手続きに進む。 確認・訂正作業に係る期間により多少変わるものの、報告書提出後概ね1か月前後での振込となる。

6	<p>本事業で開発した商品のテスト販売について、微量販売や販売がなくても良いか。</p> <p>検討している新商品開発について、OEMとの相談の結果、望む形のものが難しく、パティスリー厨房工事の関係もあり、自社製造にて進めると今年度内で製造できる量は少なくなりそうである。</p> <p>仕様書によると、場合によっては市場調査（モニター提供とアンケート）だけで事業予算内での販売が無くて問題ないと読めるが、認識間違いはないか。</p>	<p>必須ではないが、新商品開発を目的としていることから事後であっても販売へつなげ、商品として販売につなげる必要がある。</p>
7	<p>使用する黒糖の産地指定はあるか。</p>	<p>産地指定はなく、ニーズに合わせて選ぶことが可能。</p>